

株式会社ウェイサスにおけるファイルコイン・
マイニング機械導入に係る買い手の税務処理
について（意見書）

税理士法人小山・ミカタパートナーズ

代表社員 公認会計士・税理士 岡本 信吾

本意見書は、株式会社ウェイサス社が販売するファイルコイン専用のマイニング機器（以下、本サーバ）の販売にかかる買い手側の税務処理について考察したものである。

本意見書はあくまで一般的な税務処理について記載したものであり、会社個別の事情や取引規模、その他個別の事情により必ずしも統一の見解となるものではない。税務当局の公式な見解とは異なる場合があることから、投資意思決定の際は必ず顧問税理士等に確認されたい。

(1)買主における本サーバの取得に係る処理

(1)-1 減価償却資産への該当性

買主が購入した本サーバは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産であることから固定資産に分類される。また、本サーバは、土地（土地の上に存する権利を含む。）及び電話加入権に該当せず、使用頻度や使用年数の経過により消耗され劣化していく性質の資産で償却すべきものであることから減価償却資産に該当することとなる。（法法2二十二、二十三、法令12、13）

(2)-2 償却に係る処理

一般に、減価償却資産を取得した場合、原則、その減価償却資産の耐用年数に応じた期間にわたり減価償却計算を行うこととなるが、当該減価償却資産の取得価額が少額である場合など一定の場合(次の①～③)は、それを事業の用に供した事業年度においてその取得価額の全額(又は3分の1)を損金の額に算入することができる。

なお、ここでいう取得価額とは、当該減価償却資産が外部から購入したものである場合、以下のア及びイを加算した金額となる。（法令54①）

ア 購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

イ 当該減価償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

① 少額減価償却資産

少額減価償却資産については、事業に供した事業年度において取得価額の即時償却(全額損金算入)が可能。ここでいう少額減価償却資産とは、使用期間が1年未満または取得価額が10万円未満の減価償却資産をいう。（法令133）

② 一括償却資産

取得価額が20万円未満の減価償却資産(注)については、法人の選択により一括償却資産として扱うことが可能。資産ごとに選択が可能であり、一括償却資産に選択した資産は、ひ

とつにまとめその合計額を3年間(36ヶ月)で均等償却する(法令133の2①)。その点、個々の資産につき事業供用月数により月割りで償却する通常の減価償却とは扱いが異なる。

(注)10万円未満の減価償却資産であっても少額減価償却資産に係る取得価額の即時償却の適用を選択していないものは一括償却資産の対象とすることができる。

③ 中小企業者等の特例制度

青色申告を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人など)は、平成18年4月1日から令和4年3月31日での間に取得する取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産につき、取得価額の即時償却(全額損金算入)が可能。

この中小企業者等の特例制度は、1事業年度につき、取得価額の合計額が300万円(事業年度が1年に満たない場合は、300万円×事業年度の月数/12)までの減価償却資産が適用対象となる。

また、減価償却資産の取得価額が10万円、20万円又は30万円未満に該当するか否かについては、通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する(法基通7-1-11)。

以上を踏まえ、本サーバを取得した買主の処理について検討する。

④ 経営力向上計画 (B 類型)

「経営力向上計画」は、中小企業等経営強化法に基づく制度であり、人材育成やコスト管理等のマネジメントの向上や設備投資などにより、自社の経営力を向上させる計画を作成し、認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援(例、政策金融機関の低利融資)等を受けることができる。経営力向上計画の中に記載した設備を新規取得した場合には、「即時償却」または「取得価額の10%の税額控除」という、税制優遇を受けることができる。

税制優遇措置は、取得する設備に応じて、「生産性向上設備(A 類型)」と「収益力強化設備(B 類型)」「デジタル化設備(C 類型)」に分かれている。

本サーバで見込まれる投資利益率は5%を超えているため、収益力強化設備(B 類型)として申請し、経済産業局の確認書をとることで税制優遇の対象となる。

なお、本サーバは収益力強化設備(B 類型)上の機械装置に該当することから、取得原価が1単位あたり160万円以上のものについて適用が出来るものと思われる。

(2)-3 税務処理の検討

本サーバの取引単位が1台ごとであり、かつ、1台(単体)でその資産がもつ基本的な機能を発揮できるものであれば、1台当たりの取引価額を基本とし、それに当該資産を取得するために要する付随費用(輸送費、関税など)及び事業の用に供するための費用(据付費など)を加算した金額をもって取得価額とすることになる。

上記の方法により取得価額を判定した結果によって、法令に基づく耐用年数にわたる減価償却の計算に変え、以下の税務処理を選択することが可能である。

- ① 取得価額が10万円未満：即時償却
- ② 取得価額が20万円未満：取得価額の1/3(12ヶ月/36ヶ月)ずつ3年間で償却
- ③ 取得価額が30万円未満(①の資産を除く)：即時償却(青色申告法人に限り、年間300万円まで)
- ④ 取得価額が160万円以上：経営力向上計画に基づく収益力強化設備(B類型)を申請し、承認された場合は即時償却もしくは税額控除の選択適用

なお、買主が購入した本サーバの全台数が、一括してリース用に貸し出された場合などは、本サーバ単体の個性が否認され、その貸し出された全量が一体となって買主の事業(賃貸借事業)の用に供していると税務当局に認定される可能性が今後生じることは否定できない点は留意が必要である。

こういった課税リスクに備え、例えば本サーバ1台(単体)でその資産がもつ基本的機能を発揮できるということを証明すること(例えば、1台で実際に活用している事例を用意する)、およびマイニング事業に係る判断を行う立場であるという事実関係を整理しておくことで、全台数が一単位という評価を緩和することができるのではないかと考える。

以 上